居住制限区域(富岡町)から避難し、原発事故前の勤務先を退職した申立人の 就労不能損害について、申立人は避難先で就職活動を行い、平成23年11月 以降、断続的に就労をしていること等を考慮して、平成27年3月から平成2 8年3月までの減収分に係る損害(原発事故の影響割合5割)が賠償された事 例。

## 和解契約書(全部)

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年(東)第〇号事件(以下「本件」という。)において、申立人X(以下「申立人」という。)と被申立人東京電力ホールディングス株式会社(以下「被申立人」という。)は、次のとおり和解する。

- 1 申立人と被申立人は、本件に関し、次の損害項目及び期間について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを確認する。 損害項目 就労不能損害
  - 期 間 平成27年3月から平成28年3月まで
- 2 被申立人は、申立人に対し、前項の損害項目及び期間に対する和解金として、 130万円の支払義務があることを認める。
- 3 (省略)
- 4 申立人と被申立人は、第1項の損害項目及び期間について、以下の点を相互 に確認する。
  - ア 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人 が被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。
  - イ 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人は被申立人に対して 別途請求しない。
- 5 本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人及び被申立人が記名押印の上、申立人が1通、被申立人が1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成28年11月24日

(仲介委員 山下純司)